

9 救急・救助業務

救急業務は、昭和38年に法制化されて以来、人口の増加、社会経済の発展及び交通量の増加等により、その需要は年々増加しており、消防行政の中でも重要なものとなっている。

また、救助業務については、昭和61年の消防法改正により救助隊が法的に位置付けられ、その業務範囲は火災、交通事故、自然災害からテロ災害などの特殊な災害等にまで及んでいる。

1. 救急業務実施体制

平成22年4月1日現在、県内市町村の救急隊数は204隊、救急車保有台数は250台（うち非常用46台）、救急隊員は3,492人（うち専任隊員は1,195人、兼任隊員は2,297人）である。

また、県内消防本部の救急救命士数は966人で、全ての消防本部で救急救命士による救急業務が実施されている。（第1表参照）

2. 救急業務実施状況

平成21年中の救急出場件数は250,187件で、前年に比べ1,240件増加した。

また、救急搬送人員は229,045人で、前年に比べ1,344人増加した。これを事故種別でみると、急病（61.0%）、一般負傷（13.5%）、交通事故（12.5%）の順となる。

これは、県内において約2分に1回の割合で救急車が出場し、県民を615万人とした場合、27人に1人が救急車で搬送されたことになる。（第2表参照）

3. 救助業務実施体制

平成22年4月1日現在、県内市町村の救助隊数は55隊であり、このうち救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第4条に定める特別救助隊は44隊である。

また、救助工作車保有台数は53台、救助隊員は930人で、このうち特別救助隊員数は733人である。（第6表参照）

4. 救助業務実施状況

平成21年中の救助活動件数は1,995件で、前年に比べ72件増加した。これを事故種別でみると、火災（586件）、交通事故（515件）、その他の事故（288件）の順となる。

また、救助人員は1,508人で、前年に比べ26人減少した。（第7表参照）